

児童手当が改正されました。

平成18年4月から「児童手当」の支給対象者、所得制限限度額等が変更になりました。「児童手当」は原則として申請した月の翌月分から支給されます。該当されている方は、市区町村へ一度お問い合わせください。

●児童手当制度の内容

(1) 支給対象(改正)

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの月の手当については前々年)の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

改正前	第3学年修了前(9歳到達後最初の年度末)
改正後	第6学年修了前(12歳到達後最初の年度末)

(2) 支給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市町村長の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることとなります。(今回の制度改正に係る申請については、特例的に平成18年9月までに申請をした場合は、遡及しての受給が可能です。

(3) 支給月額

第1子	50000円	第2子	50000円	第3子	100000円
-----	--------	-----	--------	-----	---------

(4) 支払時期

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

(5) 所得制限限度額(改正)

所得制限限度額は、前年(1月から5月までの月分については前々年)の所得額で判定しますが、目安は次のとおりです。

扶養家族等の数	国民年金加入者、年金未加入者等	厚生年金加入者等
0人	4,600,000円	5,320,000円
1人	4,980,000円	5,700,000円
2人	5,360,000円	6,080,000円
3人	5,740,000円	6,460,000円
4人	6,120,000円	6,840,000円
5人	6,500,000円	7,220,000円